

重要事項説明書

1 事業の目的

親愛上尾第2保育園（以下、「当園」といいます。）は、以下の運営方針に基づき、児童への保育と子育て支援を行うことを目的とします。

2 運営の方針

- ・一人ひとりの個性を尊重し、自主性を育む保育。
- ・自発的な遊びを通して、心身の健康と自律を育む保育。
- ・人との関わりを大切に、社会性と自律を育む保育。
- ・家庭との連携を大切に、子どもの成長を見守る保育。

3 当園の概要

実施種別	小規模保育事業 A 型
名称	親愛上尾第2保育園
所在地	埼玉県上尾市緑丘1丁目1-35
認可年月日	平成2年4月1日
電話番号	048-782-7621
管理者氏名	江口 恵美子
利用定員（年齢別）	0歳：3人 1歳：8人 2歳：8人 ※年度の園児状況によってクラスは多少の人数変動あり
実施する事業の種類	通常保育、延長保育
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、サービス内容の向上に努めています。
代替の屋外遊技場	緑丘広場(上尾市緑丘2丁目12-2) 当園から250m 徒歩5分

4 開園日・開園時間・保育提供時間及び休園日

開園日	開園時間	保育提供時間	延長保育時間	休園日
月曜日～ 土曜日 (土曜日は 延長保育 なし)	7時30分～ 19時30分	保育標準時間 7時30分～ 18時30分	18時30分～ 19時30分	日曜日 祝祭日 年末年始 (12月29日から 翌年1月3日 まで)
		保育短時間 8時30分～ 16時30分	7時30分～ 8時30分 および 16時30分～ 19時30分	

※ 延長保育の利用に当たっては、通常の保育料の他に、別途、保育料が必要となります。

【土曜保育について】

連携園の『親愛浅間台保育園』にて土曜共同保育を実施いたします。

時 期	保育実施園	住 所
通年	親愛浅間台保育園	上尾市浅間台 4-2-5 048-729-7305

5 職員体制

	常勤	常勤者の 有資格	非常勤	非常勤者の 有資格	備考
管理者	1人	1人	0人	0人	
保育士	4~5人	4~5人	4~6人	4~6人	
調理員	0~1人	0~1人	1~2人	0~1人	

6 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ月極保育、延長保育を行うとともに、以下の方針に沿って保育の提供を行います。

0歳児	家庭との連携を密にして、安心して眠り、気持ちよく過ごすことができる生活リズムをつくっていきます。また、優しい語りかけや発声、喃語を受けとめ、指さし、言葉へとつなげていきます。
1歳児	保育士の適切な言葉かけと援助で、自分でしようとする気持ちを育む保育を行います。 保育士に見守られ、好きな玩具や遊具、自然物に自分から関わり一人遊びを十分に楽しめるよう保育を行います。
2歳児	自分の思いをしっかりと主張し、思い通りにならないことを味わいながら、少しずつ自分の気持ちをコントロールしていけるように援助していきます。 保育士が仲立ちとなり、感動や喜びを共感し合うなかで、友達と一緒に遊ぶ（つもり、見立て、ふり遊び）楽しさを知らせていきます。

7 給食等について

提供方針	給食については、全ての活動の源となる大切なものと認識しています。そのため、安心して食べられ、丈夫な身体づくりに努める給食提供を目指しております。
特 色	① 自園調理にて、離乳食、昼食、午後おやつを提供しています。 ② お米は『かるがも農法』による有機栽培のおいしいお米を、新潟の農家さんから仕入れています。 ③ お砂糖ではなくてんさい糖を使用する等、小さいころからの『腸活』を意識しています。 ④ 栄養価計算をしたメニューを専門の管理栄養士が作成し、毎月25日ごろにWEBにて献立表配信を行っています。
アレルギー対応	使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。アレルギー対応に関しては『完全除去食』での提供となります。 (例) 卵・牛乳・そば・魚介類(えび、かに)など
衛生管理	調理員及び調乳・食事介助を行う保育従事職員は、毎月検便を行っています。

8 当園と保護者の連絡について

当園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。
月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

9 当園の利用に際し留意していただきたいこと

- (1) 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合
当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までに電話でお知らせください。
- (2) お迎えが遅れる場合
お迎えが遅れる場合は、通常保育時間外は原則として随時の延長保育扱いとなりますので、15時までに御連絡願います。
- (3) 毎朝の体温等の確認
登園前に必ず体温・健康状態等の確認をし、連絡帳に記入をお願いします。
また熱が37.5℃以上ある場合は、登園をお控えください。
- (4) 感染症について
感染症にかかった場合は、園にご連絡ください。医師の診断のもとに登園をおねがいします。なお、登園する場合は、園の専用紙「登園届」を提出してください。
- (5) 与薬について
保育所は健康な状態のお子様をお預かりすることが前提になっておりますので、原則として与薬は行いません。受診時に保育園に通っていることをお話していただき、薬についてご相談ください。

(6) 予防接種後の登園について

予防接種後は急に体調の変化が現れることがありますので、保育園でのお預かりはできません。接種後はご家庭で様子を見ながらお過ごしください。

(7) 土曜保育について

土曜保育の利用は、父母ともに保育が必要な状況（仕事・介護・看護など）であることが条件となります。利用に際しては、別紙の「土曜保育利用申請書」を事前に提出していただきます。また連携施設（以下）での合同保育となります。保護者様が現地までの送迎をお願いします。

10 連携施設について

当園の連携施設は、下記の通り連携施設を設けています。

施設名	所在地
●親愛浅間台保育園	上尾市浅間台 4-2-5
●双葉台幼稚園	上尾市大字川 207

11 健康診断等について

(1) 内科健診・歯科健診

内科健診年2回・歯科健診年1回、嘱託医が健診をします。健診結果については、別紙にて保護者へお知らせします。また、児童票（日々の成長記録）記入し保管します。

(2) 身体測定

毎月身長・体重の測定を行います。結果については、コドモンにて保護者へ配信します。また児童票（日々の成長記録）に記入し保管します。

12 保育料

(1) 基本保育料

支給認定をした市町村が定める保育料を市町村に代わり当施設が利用者より受領することになります。

(2) 延長保育料

19:00 までは 1回 50円（30分毎）

19:00 以降は 1回 400円

(3) その他徴収

①オムツ処理代 毎月 500円

②帽子代 初回 1,200円

③夕おやつ(延長時) 80円

④その他必要に応じて実費徴収する。

13 支払方法(延長保育料やその他徴収の料金)

支払いは以下の方法でお願いいたします。

(1) 基本保育料・延長保育料

銀行振り込みにてお願いいたします。

毎月指定日までに当月分のお支払いをお願い致します。

【振込口座】	● 銀行名：埼玉りそな銀行
	● 支店名：与野支店
	● 口座番号：(普通) 4732129
	● 口座名義：株式会社福本
	※ 振込名義：お子さまのお名前でお振込みください

振込手数料は保護者様負担となります。

(2) その他徴収

初回保育料と共に当園にお振込お願いします。

14 利用の開始及び終了について

以下の場合には、保育の提供を終了いたします。

- ・「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
- ・支給認定保護者から当事業利用の取消しの申し出があったとき。
- ・市町村が当事業の利用継続が不可能であると認めたとき。
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

15 支給認定区分・住所等の変更

(1) 支給認定区分の変更

事実発生日（要件を有した・無くした日）が変更申請日より前であっても、事実発生日に遡って変更はできません。

- ・3号認定から2号認定に変更する場合
年齢到達で認定区分が変更になる場合、上尾市より自動的に新しい認定証（2号認定証）が送付されます。
提出書類：「3号認定証」
提出先：当園・上尾市

16 賠償責任保険の加入

保険の種類	保険金額等
傷害保険	死亡・後遺障害保険金 100万円
	入院保険金 日額 1,000円
賠償責任保険	◆ 施設賠償責任保険 身体1名につき5000万・1事故3億円まで 財物1事故1,000万円まで
	◆ 生産賠償責任保険 1名につき5000万・1事故3億円まで

17 嘱託医と緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、かかりつけ医・または嘱託医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、身体の安全を最優先させ、嘱託医でしかるべき対応を行います。

嘱託医	内科	榎本クリニック	担当医師	榎本信行 先生
		埼玉県上尾市緑丘 1 丁目 9-5	電話	048-771-1610
	歯科	沼尻歯科医院	担当医師	沼尻克美 先生
		埼玉県上尾市緑丘 5 丁目 3-8	電話	048-776-4618
管轄 消防署	上尾市消防本部 上尾市上尾村 537	電話	048-775-1311	
管轄 警察署	埼玉県警上尾警察署 上尾市本町 5-1-1	電話	048-773-0110	

18 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	防火管理者	大塚 敬造		
避難訓練等	火災及び地震を想定した避難訓練等（月 1 回）を実施します。			
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯			
避難場所	第 1 避難場所	園内駐車場	第 2 避難場所	緑丘広場

19 保育に関する評価

当園は、保育・教育の質の評価を行い、常にその改善を図り、保育・教育の質の向上を目指します。

保育士等の自己評価は、年 1 回は行うものとします。

20 虐待防止のための措置に関する事項

当園は、園児の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、子ども・若者相談センター・児童相談所等適切な機関に通告します。

21 要望・苦情等に関する相談窓口

苦情受付担当者	塩田 千春（施設長）	048-782-7621
苦情解決責任者	福本 学（法人代表）	090-4742-1156
第三者委員	佐久間 翔一（行政書士）	090-7732-5912
	阿部 哲男（弁護士）	080-1114-2592

22 災害時等における臨時休園について

【感染症等の対策について】

- （1）緊急事態宣言、緊急事態措置に基づいて、市内の感染状況等を勘案しながら、市の指示に従い、登園自粛や臨時休園の要請を行います。
- （2）感染症に罹患した園児、職員、保護者が生じた場合は、個別に市が登園自粛や臨時休園の要請を行います。
- （3）登園自粛要請の場合は、家庭での保育が可能であれば登園を控えてください。
ただし、勤務等の都合により保育を必要とする方の登園を妨げるものではありません。

【自然災害(風水害)の対策について】

- （1）発災時は、子ども、保護者、保育従事者等の人命第一に対応します。
- （2）風水害の発生により、市が「警戒レベル4以上」の自治体防災情報が発令されると前日または当日に判断した場合は、市が決定のうえ休園します。
- （3）「警戒レベル3(避難準備・高齢者等の避難開始)」が発令された場合は、気象情報、被災状況、園の立地場所、周辺の道路状況等、個別事情により、園児にとって一番安全な方法を考慮し、運営が困難と判断した場合は、市に連絡をしたうえで、休園・降園の措置をとります。
- （4）開園中に「警戒レベル3以上」が発令された場合は、あらかじめ保護者へ周知している避難所に速やかに園児を避難させます。ただし、他の避難所や園内が安全と判断した場合は、その場所へ園児を避難させます。
- （5）避難した場合には、保護者へ「状況の連絡」を行います。連絡を受けた保護者は、安全を確保しつつ、できる限り速やかなお迎えをしてください。
- （6）JR東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園します。
- （7）上記（2）～（4）の発令によらず、当園において安全の確保が困難と判断した場合には、同様に臨時休園や園児の避難を行い、保護者への連絡を行うことがあります。

当園における保育の提供の開始にあたり、別紙書面「地域型保育施設重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

小規模認可保育園
親愛上尾第2保育園
〒362-0015 上尾市緑丘1丁目1-35

代表 福本 学

私は、本書面に基づいて親愛上尾第2保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

⑩

児童から見た続柄